

岩手県告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成28年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護老人福祉施設

名 称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
特別養護老人ホーム寿光荘	一関市花泉町花泉字上館70番地3	一関市花泉町金沢字如来堂107番地	平成28年4月1日